

# 札幌市環境影響評価条例・規則の改正案の概要について

## パブリックコメントの概要

### 1 実施期間

平成 25 年 1 月 31 日（木）～平成 25 年 3 月 1 日（金）：30 日間

### 2 意見募集方法

電子メール、郵送、FAX、持参

### 3 資料配布・閲覧場所

#### (1) 資料配布

- ・本庁舎、各区役所、札幌市環境プラザでの配布
- ・ホームページへの掲載

#### (2) 広報

- ・広報さっぽろ 2 月号
- ・報道機関への情報提供

#### (3) 関連取組

- ・日本環境アセスメント協会北海道支部への説明及び会員への周知依頼

### 4 意見概要

(1) 提出者数及び件数：1 名/2 件（意見提出方法：電子メール）

#### (2) 意見の概要

1	<p>（意見）</p> <p>手続きの対象となる事業については、「第 1 種事業」と特定地域で実施される場合（スクリーニング）となっていますが、その特定地域の拡充を望みます。</p> <p>（理由）</p> <p>現在指定されている特定地域は、山地や丘陵地かと思われませんが、札幌市にて進めている生物多様性さっぽろビジョンでは、札幌市をゾーニングし、それぞれのゾーンで望ましい姿が述べられております。よって山地や丘陵地だけではなく、多様な環境毎に保全を推進すべきと考えますので（例えば湿地や河畔林など）、そういったエリアの抽出を行い、特定地域として追加すべきと考えます。</p>
2	<p>（意見）</p> <p>環境影響評価図書をインターネットでの公表を義務づけていますが、それら公表されたものは、別途札幌市においても保管・インターネット公表できる仕組みづくりをお願いします。</p> <p>（理由）</p> <p>インターネット公表については、事業者によるものであり、環境影響評価が</p>

終了した後は、インターネット公表の義務はなくなります。従いまして将来的には環境影響評価図書を確認できない可能性があります。よって札幌市がその部分の担保をとり、環境影響評価図書を含め、一連の手続きについて保管・インターネット公表を行うべきと考えます。
--

## 5 今後の予定

- 環境影響評価審議会から「条例改正のあり方について」答申（本日）
- 答申を踏まえ条例改正案及び規則改正案を作成
- 条例改正案を市議会に提出（5月予定（平成25年第2回定例会））
- 併せてパブリックコメント意見に対する市の見解を公表（5月予定）
- 条例案の議決（6月予定（平成25年第2回定例会））
- 規則の市長決裁（6月予定）